

令和 8 年度 狩猟免許 更新講習資料

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

- 鳥獣保護管理法とは、狩猟等の定義、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・登録等に関する制度について定めた法律。
- 鳥獣保護管理法の目的は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」である。(法第 1 条)
- 北海道以外の都府県における狩猟期間は、11 月 15 日から 2 月 15 日までである。(法第 11 条)
 - ※ただし、岡山県におけるイノシシとニホンジカの狩猟期間は、11 月 15 日から 3 月 15 日までであり、ツキノワグマの狩猟期間は 11 月 15 日から 12 月 14 日までとしている。
- 狩猟とは、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことであり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等は禁止されている。(法第 2 条、第 8 条)
 - ※狩猟鳥のひなの捕獲等や卵の採取等は、狩猟の対象とならないため禁止されている。
- 狩猟に使用できる猟法は、狩猟免許の種類に応じて決められている。しかし、鳥獣の保護繁殖や危険防止を図るため、以下の猟法は禁止されている。(法第 12 条、第 36 条、施行規則第 10 条等)

- | | |
|--|---|
| ①ユキウサギ、ノウサギ以外へのはり網の使用 | ⑨イノシシ、ニホンジカへのくくりわな(直径 12cm 超、締め付け防止金具無、よりもどし無、ワイヤー直径 4mm 未満)、おし、とらばさみ |
| ②口径の長さ十番以上の銃器の使用 | ⑩クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外へのくくりわな(直径 12cm 超、締め付け防止金具無)、おし、とらばさみの使用 |
| ③飛行中の飛行機、運行中の自動車、5 ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上からの銃器使用 | ⑪つりばり、とりもちの使用 |
| ④3 発以上の実包を充填できる弾倉のある散弾銃の使用 | ⑫矢(吹き矢、クロスボウも対象)の使用 |
| ⑤クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外へのライフル銃捕獲(上記鳥獣種も口径 5.9mm 以下は不可) | ⑬犬に咬みつかせることのみ、咬みつかせて法定猟法以外での止め刺し |
| ⑥空気散弾銃の使用 | ⑭キジ笛の使用 |
| ⑦同時に 31 個以上のわなの使用 | ⑮ヤマドリ・キジへの音響機器の使用 |
| ⑧鳥類、クマ類へのわなの使用 | |

※⑨について、岡山県では第二種特定鳥獣管理計画により、直径 15cm まで緩和。

※⑫について、令和 4 年 3 月 15 日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行され、クロスボウ等については、許可を得なければ所持できないこととなっている。

○狩猟はどこでもできるわけではなく、以下の区域は禁止若しくは制限がある。

【狩猟が禁止されている区域】（法第 11 条、施行規則第 8 条）

- ・鳥獣保護区（鳥獣の保護繁殖を図る場所）
- ・休猟区（狩猟鳥獣の生息数の回復を図る場所）
- ・公道（人や車などが往来する場所、農道や林道を含む）
※弾丸が公道の上を通過する場合も、公道における銃猟と見なされる
- ・区域が明示された都市公園等（人が集まる場所）
- ・社寺境内、墓地（神聖さや尊厳を保持すべき場所）
- ・自然公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域（生態系保護を図る場所）

【銃による狩猟が禁止されている区域、対象】（第 38 条）

- ・住居集合地域（市街地や集落）
- ・広場、駅などの多数の人が集まる場所
- ・人、飼養動物、建物、電車、車、船舶に向かった銃猟

【特定の条件下で狩猟が禁止、制限されている区域】

- ・特定猟具使用禁止区域（銃猟やわな猟の禁止区域）（法第 35 条、規則第 41 条の 2）
- ・特定猟具使用制限区域（銃猟やわな猟の制限区域）（法第 35 条、規則第 41 条の 2）
- ・指定猟法禁止区域（水辺域における鉛散弾の使用）（法第 15 条）
- ・特例休猟区（第二種特定鳥獣のみ）（法第 14 条）

○垣、さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で捕獲等をする場合、土地所有者（または占有者）の承諾が必要である。（法第 17 条）

※垣、さく、作物のない土地でも、他人の土地で狩猟をする場合は、トラブルを起こさないため細心の注意を払い、一般に、土地所有者等から狩猟しないよう申し入れがあった場合は立ち入ることを避けるべきである。

○狩猟による危険防止を図るため、日没後から日の出前までの銃猟は禁止されている。（法第 38 条）

○猟に使用する網やわなには、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を書いた標識を付けなければならない。（法第 62 条）

○狩猟免許を受けた者が鳥獣保護管理法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたときは、狩猟免許は効力を失う。（法第 87 条）

【鳥獣保護管理法の違反事例】

- ①狩猟期間外に狩猟をした。（法第 11 条違反）※未遂罪も含む
＜罰則＞ 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（法第 83 条）
- ②イノシシ猟で径 15cm を超えるくくりわなを使用した。（法第 12 条違反）
＜罰則＞ 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 84 条）
- ③標識を付けないで網猟又はわな猟をした。（法第 62 条違反）
＜罰則＞ 30 万円以下の罰金（法第 86 条）

2 鳥獣の保護及び管理

○鳥獣保護管理の三本柱

(1) 個体群管理

- ・適切な捕獲や狩猟制限、緩和等により、個体群をコントロール

(2) 生息環境管理

- ・里地里山、耕作放棄地、牧草地の適切な管理、針広混交林化の森林整備等

(3) 被害防除対策

- ・防護柵の設置や追い払い、生ゴミや未収穫作物の適切な管理

○環境省と農林水産省は、平成 23（2011）年度のシカとイノシシの個体数を、令和 10（2028）年度までに、半減させることを目標としている。

平成 23 年度時点の推定生息頭数と目標

- ・シカ 平成 23 年度：310 万頭 → 令和 10 年度：約 155 万頭
- ・イノシシ 平成 23 年度：121 万頭 → 令和 10 年度：約 60 万頭

○鳥獣の保護の観点及び狩猟者自身の事故発生の危険性を最低限にするため、錯誤捕獲を防止することが重要であり、下記のことを遵守及び工夫する必要がある。

- ・くくりわなのわな直径 12cm（岡山県：15cm）以下、締め付け防止金具の取り付け、よりもどしの装着、直径 4mm 以上のワイヤー使用を遵守する。
- ・対象鳥獣に応じて、わなやトリガーの形状、作動重量等を調節する。
- ・対象鳥獣の食性や嗜好性に応じたエサを選択する。
- ・見回りを徹底し、周辺の鳥獣の痕跡を確認することで、対象外の鳥獣がわなに接近しているかを確認する。

○野生鳥獣における鉛中毒の原因として、鉛弾の粒を水鳥が誤飲すること、鉛弾の破片を含有するシカの残滓を猛禽類が摂食することなどがあげられる。

- ・鉛中毒を防止するための制度として、指定猟法禁止区域が定められている。
- ・捕獲した鳥獣の個体を放置することは原則禁止である。

○CSF（豚熱）は、豚・イノシシに感染・伝播する伝染病で、平成 30 年 9 月に国内で 26 年ぶりに確認され、野生イノシシが感染拡大の要因の一つと考えられている。

- ・野生イノシシの捕獲行為には、CSF ウイルスの拡散リスクが伴うことから、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、狩猟後は靴の土を払い落とし、衣服や猟具、車両等への消毒の実施について徹底する必要がある。

3 鳥獣の判別

○狩猟では、鳥獣が目の前に現れた一瞬の間に、狩猟鳥獣かどうかを見極め、非狩猟鳥獣を捕獲しないようにしなければならない。

○日頃から、鳥獣を注意深く観察するとともに、図鑑などで鳥獣の生態などについて学習することにより、的確な判別能力を育成する必要がある。

○判別方法の基本は、鳥獣の形態を覚えることである。

体の大きさ	薄暗い森林の中や逆光などの悪条件の下では、鳥獣の大きさが判別の重要な手がかりとなる場合がある。ただし、年齢や栄養条件等によって微妙に異なることなどに注意する必要がある。
色	判別の際に重要な手がかりとなるが、雌雄で色が異なっていたり、季節で色が変わったりするので注意が必要である。

形(姿)	鳥類のくちばし、尾の長さ、足の形、角の有無など、種類によって大きく異なっていることから、判別の際の重要な手がかりとなる。
糞	タヌキのタメフン、ニホンジカやノウサギ・ユキウサギなどは特徴的な形状の糞をするので、糞からその生息を確認できる場合がある。
足跡	鳥獣の足跡や歩行跡(連続した足跡の並び方)を手がかりとして、狩猟鳥獣の生息や通り道(出現しそうな場所)を確認することができる。
鳴声	鳥類の多くはその種独特の鳴声をしており、その声により生息を確認できるものが少なくない。

○種類によって、動き方や生息している場所などが異なるので、各種図鑑やフィールドガイドなどを調べて、その行動特性や生息環境等について覚えておくと、判別が比較的容易になる。

行動特性	鳥類の渡りの習性、歩き方や飛び方などの動作の特徴、昼夜の活動時間、群れもしくは単独等の行動、食性など。
繁殖生態	繁殖期、鳥類の営巣場所、一夫一妻制などの配偶様式。
生息環境及び分布	国内のどの地域で生息しているかも含め、奥山や水辺、人家の近くなど種ごとの通常生活する地域、また、現在生息域を拡大している種もいるので留意が必要である。

4 猟具の取扱い

○実猟の心構え

- ・事故等を起こさないよう、同行者等に危害を与えないように、ルールやマナーを守り安全な方法で行うこと。
- ・狩猟資源の「持続的利用」を図ることを常に意識すること。(獲り尽くさないということ。)
- ・高い見識を備えた社会人(人格者)として尊敬されるように、常に緊張感を持って行うこと。
- ・猟欲を抑え、獲物の数よりも「無事故・無違反」を誇りにすること。

○猟具の取扱い

十分な操作練習	狩猟を行う前に、猟具の操作についての練習を十分に行うこと。銃猟を行うものは、実際に使用する銃器を使用して射撃練習を行うこと。
健全な心身の状態	出猟前夜はよく睡眠を取ること。体調が思わしくない場合などは、出猟を見合わせる。また、狩猟中に不調を覚えたら、中止すること。
他人の失敗等	獲物を射ち損じた際、その者をなじったりすることなどは、厳に慎むこと。互いにプレッシャーがかかり、事故の元となることがある。
安全管理の徹底	事故などを起こさないように猟具の安全管理を徹底すること。具体的な内容については、下の注意事項を特に心がけること。

○銃器の取扱い上の注意事項

- ・たとえ実包が装填されていなくても絶対に人に銃口を向けてはならない。
- ・発砲するとき以外、引鉄に指をかけてはならない。
- ・射撃方向の左右 90° に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。
- ・獲物の物音だけでなく、姿をきちんと確認してから発砲する。
- ・発砲の必要性の起こる直前まで装填せず、残弾の数を間違えての暴発事故を防ぐために、発砲の必要性が遠のいたらこまめに脱包する。
- ・ライフル実包等を撃つときは、必要以上に遠くまで飛ばないように、前方に安土（バックストップ：山・崖・高い土手など）があることを確認する。
- ・水平打ちは、背後の人や人家を撃ってしまう事故が起こるおそれがあるため、撃たない習慣を身につけておくべきである。
- ・銃口部に雪や木の葉が入った場合は、分解して異物を完全に取り除く。
- ・銃器を置くときは、脱包を確認して安定した場所に置く。木などには立てかけず、できるだけ平坦な地面などに直接横たえる。
- ・銃器を一時的に共猟者に持ってもらふ必要があるときは、脱包してあることを確認し、銃床を相手側、銃口を自分側にして手渡す。
- ・銃器を持ったままやむを得ず沢などを跳び越す時は、必ず脱包を確認する。

○網・わなの取扱い上の注意事項

- ・網やわなには、それぞれの猟具ごとに 1 字の大きさが縦横 1 cm 以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、狩猟者登録証の番号を書いた金属製又はプラスチック製の標識を見える場所に付けること。
- ・わなの架設は、自分で管理できる地理的範囲内で、かつ管理できる数以下とすること。同時に 31 個以上のわなを仕掛けることは禁止されている。
- ・事故防止のため、頻繁に見回りを行うこと。（1 日 1 回の見回りが望ましい）
- ・猟期が終了する日までには、網やわなは速やかに撤去、回収すること。

★ 最後 に

本資料の詳細は、狩猟読本に掲載しております。また、岡山県鳥獣害対策室のホームページでは、環境省が公開している狩猟事故防止映像も紹介しておりますので、ご確認いただき、安全狩猟を心がけてください。

岡山県狩猟免許更新 自宅学習資料

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/670968.html>

